

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべ
き目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	公共職業安定所の求職者の就職率 (%) (32%以上/平成18年度)	26.7	28.8	30.7	31.6	32.4
2	雇用保険受給資格者の早期再就職 割合 (%) (16%以上/平成18年度)	—	—	13.6	14.0	15.1
3	職業安定法第5条の3(労働条件 等の明示)の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少 /平成18年度)	—	—	—	9.3	8.9
4	職業安定法第32条の15(帳簿の備 付け)の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少 /平成18年度)	—	—	—	10.7	10.3
5	労働者派遣法第34条(就業条件等 の明示)の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少 /平成18年度)	—	—	27.5	30.0	25.0
6	労働者派遣法第35条(派遣先へ の通知)の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減 少/平成18年度)	—	—	20.1	18.5	15.2
7	しごと情報ネットの利用者がこれ を通じて求人情報に応募するなど 具体的行動を起こした割合 (%) (35%/平成18年度)	—	—	—	—	35.7
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1、2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・ 公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に 対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、 求人者との間に雇用関係が成立したものの割合。 ・ 雇用保険受給資格者の早期再就職割合については、雇用保険の基本手当の受給資格 決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職し、かつ再就職手当を受給した 者の割合であり、平成16年度から集計を開始。						
②指標3～6 資料出所：職業安定局調べによる。						
③指標7 資料出所： 「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」((財)雇用情報センター) 備考： ・ インターネットによるモニターリサーチ調査。 ・ アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。						

関係する施政
方針演説等内
閣の重要政策
(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
 担当部局名：職業安定局雇用開発課
 （個別目標1, 2, 3, 4, 5）
 職業安定局地域雇用対策室
 （個別目標6, 7, 8）
 職業安定局建設・港湾対策室（個別目標9, 10）
 職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室
 （個別目標11, 12）
 職業安定局需給調整事業課（個別目標13）

評価実施時期：平成19年8月

施策名	地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること (IV-2-1)	政策体系上の位置付け 基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
施策の概要	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>○目的等： 中小企業等における雇用機会の創出、労働力確保のための雇用管理の改善を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業・新分野進出等に係る支援 ・中小企業等の雇用管理の改善に係る支援 <p>を行う。</p> <p>(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進</p> <p>○目的等： 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生の予防 ・離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進 ・出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進 <p>を行う。</p> <p>(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進</p> <p>○目的等： 雇用機会の不足している地域における雇用の促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出 ・地方就職支援、U・Iターン者等の活用 ・積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策 <p>を行う。</p> <p>(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>○目的等： 産業の特性に応じた雇用管理の改善等を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上 ・港湾労働者の雇用の改善等 ・林業事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進 ・農林業等への多様な就業の促進 ・介護労働者の雇用管理の改善等 <p>を行う。</p>	

【評価結果の概要】

(施策目標の評価)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援
 受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2について、平成18年度実績は目標を上回っている。

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進
 雇用調整助成金に関する指標3及び指標4、(財)産業雇用安定センターに関する指標6について、実績はいずれも目標を上回っている。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進
 地域雇用開発促進助成金に関する指標7及び指標9、地域提案型雇用創造促進事業に係る指標8について、実績はいずれも目標を大幅に上回っている。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等
 就農等支援コーナーに係る指標13の実績は若干目標を下回ったものの、建設教育訓練助成金に関する指標10、港湾労働者派遣事業に関する指標11、林業就業支援事業に関する指標12、介護労働者基盤人材確保助成金に関する指標14で、実績はいずれも目標を上回っている。

以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している					
	①平均雇用労働者数(人) (2人以上/平成18年度)	-	-	-	2.4	2.3
	②事業継続割合(%) (95%以上/平成18年度)	-	-	-	97.0	97.5
2	中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率(%) (22%以上/平成18年度)	-	-	-	-	25.0
3	雇用調整助成金利用事業所の事業主都合離職割合(%) (非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下/平成18年度)	0.72 (4.34)	3.37 (3.54)	-	-	-
4	雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額の割合(%) (利用事業所の総支給額の10%以下/平成18年度)	-	3.54	-	-	-
5	求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率(%) (34%以上/平成18年度)	31.3	28.3	33.6	34.4	未集計
6	(財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率(%) (40%以上/平成18年度)	32	39	40	40	46

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

7	地域雇用開発促進助成金（地域雇用促進特別奨励金）利用事業所の常用労働者の増加率（%） （地域雇用促進特別奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後の常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の同期間における常用労働者数の増加率を上回る／平成18年度）	-	-	-	121.2 (0.7)	157.8 (0.8)
8	地域提案型雇用創造促進事業利用求職者等の就職件数（件） （地域提案型雇用創造促進事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／平成18年度）	-	-	-	8,155 (7,214)	9,663 (8,329)
9	地域雇用開発促進助成金（地域高度人材確保奨励金）利用事業所の常用労働者の増加率（%） （地域高度人材確保奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率を上回る／平成18年度）	-	-	-	29.3 (0.9)	29.0 (3.5)
10	建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率（%） （60%以上／平成18年度）	-	-	-	-	98.4
11	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあつせんを行うことによる派遣成立の割合（%） （80%以上／平成18年度）	89.3	92.7	89.9	90.9	92.5
12	林業就業支援事業修了者の就職率（%） （63%以上／平成18年度）	-	-	-	63	67
13	就農等支援コーナー利用者に占める就職、あつせん割合（%） （35%以上／平成18年度）	-	-	33	35	33
14	介護労働者基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合（%） （80%以上／平成18年度）	-	-	-	-	97.4

（調査名・資料出所、備考）

①指標1

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：

- ・利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合：雇用保険データにおける助成金利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合
- ・平成19年度においては、受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数が平均2人以上であり、かつ、事業を継続している割合が95%以上であることを目指すこととしている。

②指標2

資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。

- ③指標 3 及び 4
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：
・指標 1 の上段は雇用調整助成金利用事業所の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は非利用事業所の事業主都合離職割合である。
・平成 19 年度においては、
①利用事業所の事業主都合離職割合が非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下であること
②利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の 10% 以下であること
を旨とするとしている。
- ④指標 5
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：平成 18 年度の数值は年度終了後 3 か月経過以降に確定するため、現時点では未集計である。
- ⑤指標 6
資料出所：(財) 産業雇用安定センターの調べによる。
備考：平成 19 年度においては、出向・移籍の成立率 43% 以上を旨とするとしている。
- ⑥指標 7
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成 17 年度より評価指標とした。
- ⑦指標 8
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：上段は実績値、下段は事業計画時の目標数である。また、地域提案型雇用創造促進事業については、平成 17 年度より実施している。
- ⑧指標 9
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成 17 年度より評価指標とした。
- ⑨指標 10
資料出所：本助成金の助成対象となる訓練を受講した者に対するアンケート調査（職業安定局。平成 18 年度より調査開始。）
- ⑩指標 11
資料出所：職業安定局調べによる。
- ⑪指標 12、13
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：就農等支援コーナーは、平成 15 年 7 月より運用。
- ⑫指標 14
資料出所：助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査（都道府県労働局の調べによる。）。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
 職業安定局高齢・障害者雇用対策部
 高齢者雇用対策課(個別目標1, 2, 3)
 職業安定局高齢・障害者雇用対策部
 障害者雇用対策課(個別目標4, 5, 6)
 職業安定局若年者雇用対策室
 (個別目標7, 8, 9)
 職業安定局外国人雇用対策課
 (個別目標10, 11)
 職業安定局雇用開発課(個別目標12)

評価実施時期：平成19年8月

		政策体系上の位置付け
施策名	<p>高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p> <p style="text-align: right;">(IV-3-1)</p>	<p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p>
施策の概要	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定・促進 (2) 障害者の雇用の安定・促進 (3) 若年者の雇用の安定・促進 (4) 外国人の雇用の安定・促進 (5) 就職困難者等の円滑な就職支援</p> <p>といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定・促進 ○目的等： 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 障害者の雇用の安定・促進 ○目的等： 障害者雇用促進法は、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的としており、これに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進 ・ 障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進 ・ 雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化 <p>等を目的とし、これらを実現するため各事業を実施している。</p> <p>(3) 若年者の雇用の安定・促進 ○目的等： 若者の職業意識の変化や人材ニーズの変化等を背景としたフリーターの増加傾向の転換を確かなものとするため、フリーター25万人常用雇用化プランを推進するとともに、学生から職業人への円滑な移行の実現を図ることを目的とする。</p>	

(4) 外国人の雇用の安定・促進

○目的等：

外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるとともに、公共職業安定機関の外国人求職者に関する職業紹介、職業相談機能・体制の一層の整備・充実に努め、さらに、雇用管理の改善を図るための事業主への指導、援助等の一層の充実に努めることで、外国人労働者の適正な受入れ、適正な雇用・労働条件を確保することを目的とする。

(5) 就職困難者等の円滑な就職支援

○目的等：

i 高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を図ることを目的とする（根拠法令：雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号）。

また、雇用失業情勢が厳しい場合に再就職援助計画対象者の早急な再就職を促進するため、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認める」場合等に、再就職援助計画対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れる事業主に対し、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給する。

ii 就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う。

iii ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される協議会に委託して実施し、その就業による自立を図る。

iv 不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援（不良債権処理就業支援特別奨励金を活用した常用雇用支援・トライアル雇用支援・起業支援、民間活用による再就職支援、個別求人開拓）を行う。

【評価結果の概要】

(施策目標の評価)

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

平成18年度から改正高齢者雇用安定法（以下、「改正高齢法」という。）により65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢）までの高齢者雇用確保措置（「定年の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」）（以下、「雇用確保措置」とう。）を講じることが事業主に義務づけられた（義務対象年齢は段階的に上げられる）。

平成18年度においては「300人以上規模企業のうち65歳以上の高齢者雇用確保措置を講じる企業の割合」を施策目標として実施し、その割合は67.2%となり、平成17年度の41.3%を大幅に上回った。改正高齢法により確保措置の義務対象年齢が65歳となるのは平成25年4月からであり、65歳までの目標値を大きく超えた多くの企業が改正高齢法の義務化スケジュールより前倒しし、より早期に65歳までの高齢者雇用確保措置を講じたといえる。よって、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

平成18年度においては、公共職業安定所におけるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、事業主に対する厳正な雇用率達成指導の実施、トライアル雇用やジョブコーチ支援の活用に加え、障害者就業・生活支援センターによる就業面と生活面の支援等、雇用・福祉等との連携の強化を着実に推進した結果、公共職業安定所を通じた就職件数が大幅に増加し、過去最高となるなど、着実な実績を残しており、施策目標に係る指標である「障害者の就職件数（平成18年度から平成22年度の5年間で約22万人以上）」の達成に向け着実な進展があったと評価できる。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

若年者雇用対策については、平成15年6月にとりまとめられた「若者自立・挑戦プラン」に基づき、関係府省と密接に連携しつつ、積極的に取り組んできたところであり、平成18年度に実施した「フリーター25万人常用雇用化プラン」については、約35.1万人（速報値）の常用雇用を実現し、目標の25万人を大きく上回る実績を達成したところである。こうしたことにより、いわゆるフリーターの数は、平成15年をピークに3年連続で減少し、平成18年では187万人となっており、各種対策の成果があらわれたものと考えられ、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。

(4) 外国人の雇用の安定・促進

外国人雇用対策については、きめ細かい職業相談・職業紹介等を実施した結果、積極的受入れを推進している専門的・技術的分野の外国人労働者の予備軍である留学生の就職件数が目標を上回るなど、概ね目標を達成したところであり、施策目標の達成に向け進展していると評価できる。

(5) 就職困難者等の円滑な就職支援

就職困難者等の円滑な就職支援については、特定求職者雇用開発助成金においては、平成15年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合（1.6%）が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下（3.7%）となっており、数値としても1/2以下となっていることから、施策目標を上回る効果を出している。このように、就職困難者等の事業主都合による離職が低く抑えられていることで、就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与している。

生活保護受給者等就労支援事業においては、支援開始者が平成17年度7,455人から平成18年度10,181人に増加する中、就職者数についても3,083人から6,190人に大幅に増加しており、支援開始者に占める就職者の割合は、平成17年度41.4%から平成18年度60.8%となっている。

さらに、ホームレス就業支援事業においては、当該事業による就業者数が平成17年度が426人に対し、平成18年度においては、908人と大幅に増加している。

また、雇用再生集中支援事業においては、平成18年度中の雇用調整方針対象者数（届出人数）に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合は平成17年度31.4%に比べ平成18年度48.5%と達成水準を大きく上回っている。

このように、それぞれの事業が就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与するものであり、それぞれ施策目標を上回る効果を出している。

以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	65歳以上定年企業等の割合 (%) (42%以上/平成20年度)	—	—	—	—	33.0
	300人以上規模のうち65歳以上の 高年齢者雇用確保措置を講じる 企業割合 (%) (45%以上/平成19年度)	—	—	—	41.3	67.2
2	障害者の就職件数 (人) (平成18年度から平成22年度ま での5年間で22万人以上)	28,354	32,885	35,871	38,882	43,987
3	フリーター数 (人) (ピーク時(平成15(2003)年 の8割に減少/平成22(2010) 年)	208	217	214	201	187
4	日系人雇用サービスセンターに おける就職率 (%) (18%以上/平成18年度)	—	—	—	—	17.9
5	一般外国人(留学生を除く外国 人)の就職率 (%) (24%以上/平成18年度)	—	—	—	—	23.4
6	留学生の就職人数 (人) (300人以上/平成18年度)	—	—	—	—	338
7	特定求職者雇用開発助成金支給 対象者の事業主都合離職割合 (%) (当該助成金支給後の事業主都 合離職割合が対象ではない者の 事業主都合離職割合以下/平成 18年度)	2.1 (4.1)	1.6 (3.7)	—	—	—
8	生活保護受給者等就労支援事業 における支援開始者に占める 就職者数の割合 (%) (40%以上/平成18年度)	—	—	—	41.4 (3,083) (7,455)	60.8 (6,190) (10,181)

9	ホームレス就業支援事業における就業者数（人） （450人以上／平成18年度）	-	-	-	426	908
10	当該年度中の雇用調整方针对象者数（届出人数）に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合 （35%以上／平成18年度）	-	6.7	37.2	31.4	48.5

（調査名、資料出所、備考）

①指標 1

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：

- ・「65歳以上定年企業等」は、51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、平成18年度の高年齢者雇用状況報告（平成18年6月1日の状況）から把握。
- ・「42%以上」は、高年齢者雇用状況報告における平成20年6月1日の状況。
- ・平成17年度の割合（41.3%）は、平成18年5月19日までの状況であり、平成18年度の割合（67.2%）は、平成19年4月1日現在の状況を取りまとめたものである。

②指標 2

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：公共職業安定所を通じた就職件数である。

③指標 3

資料出所：総務省「労働力調査（詳細結果）」による。

④指標 4～6

資料出所：職業安定局調べによる。

⑤指標 7

備考：

- ・指標の上段は、支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は、同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。
- ・平成19年度においては、特定求職者雇用開発助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指す。

⑥指標 8

資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。

備考：

- ・生活保護受給者等就労支援事業は、平成17年度から事業を開始した。
- ・指標の中段（括弧内）は就職者数、下段（括弧内）は支援開始者数である。

⑦指標 9

資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。

備考：

- ・ホームレス就業支援事業は、平成17年度から事業を開始した。

⑧指標 10

資料出所：

- ・雇用調整方针对象者数は職業安定局調べ、不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数は（財）高年齢者雇用開発協会調べによる。

備考：平成14年度補正予算により創設（平成14年12月20日事業開始）。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」	平成18年7月7日閣議決定	「各府省による障害者の受け入れ実習事業の実施、発達障害者の就労支援、自立支援のためのネットワークの構築等、障害者や病気等になった人を政府一体で支援する。」
	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」	平成18年7月7日閣議決定	「「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者を支援する。」

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：職業能力開発局実習併用職業訓練推進室

施策名	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること (V-2-1)	政策体系上の位置付け 基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること																				
施策の概要	○ 目的等： ① 若年者等に対する職業キャリア支援を講ずるため、フリーター等若者に対し、「日本版デュアルシステム」により実践的な職業能力を付与する。また、ニート等の働く自信をなくした若者については、「若者自立塾創出推進事業」や「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」により、職業的自立支援を行う。 ② さらに、若者を中心として、「私のしごと館」運営事業により、学校等のみで一括して提供することが難しい、多様な職業体験、体系的な職業情報や職業適性検査等をワンストップで提供することにより、職業意識の形成、適職の選択からその後の職業生活を含めたキャリア形成を効率的・効果的に進める。 ③ 創業や新分野展開を希望する労働者や中小企業事業主等に対して、創業等を支える人材の育成を職業能力開発の側面から支援を図るために、専門的な相談援助、創業を目指す中小企業等との共同研究及び職業訓練の実施等を行う。 ④ 特に人材育成に困難を抱える中小企業等に対しては、グローバル化する企業活動を支える国際人材の育成を支援するため、経験豊かな国際アドバイザーを活用した相談援助、情報の提供、セミナーの開催等を実施する。																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 平成18年度においては、若年者の就職環境について、依然として厳しい状況が続く中で、引き続きフリーター等若年者に対して、企業における実習と教育訓練機関における座学を組み合わせた日本版デュアルシステムを推進し、一定の成果を上げたところであり、施策目標の達成に向けて進展があったと言える。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6" style="text-align: left;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率(70%以上/平成18年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">68.8</td> <td style="text-align: center;">71.9</td> <td style="text-align: center;">75.5</td> </tr> </table> (調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業能力開発局調べ(職業能力開発定例業務統計)。 備考： ・平成18年度の実績については速報値であり、平成19年8月中旬に確定値を把握予定。 ・指標については公共職業訓練修了3ヶ月後の就職率である。		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)								H14	H15	H16	H17	H18	1	日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率(70%以上/平成18年度)	-	-	68.8	71.9	75.5
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																						
		H14	H15	H16	H17	H18																
1	日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率(70%以上/平成18年度)	-	-	68.8	71.9	75.5																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																			

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：職業能力開発局能力開発課

施策名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと (V-2-2)		政策体系上の位置付け																					
			基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うこと 施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援を行うこと																					
施策の概要	<p>○ 目的等：</p> <p>① 障害者への支援を図ること 障害者の職業の安定と地位の向上を図ることを目的として障害者の身体的又は精神的な事情等に配慮して職業訓練を実施するものである。</p> <p>② 母子家庭の母等への支援を行うこと 「自立支援プログラム」に基づき就労支援を行う児童扶養手当受給者及び生活保護受給者の職業的自立及び障害者等就職困難者の職業訓練の受講促進を図ることを目的として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対して、個々の様態に応じた又は地域のニーズに合わせた機動的な「準備講習付き職業訓練」を実施するとともに、障害者等就職困難者に対して、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・指導を通じて職業訓練を実施し、訓練受講中に訓練手当を支給する。</p>																							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価) 障害者職業能力開発校の修了者の就職率については、目標を上回る水準を維持しており、福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の効果的な支援策となっている。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>																							
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">H14</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">H16</td> <td style="text-align: center;">H17</td> <td style="text-align: center;">H18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>障害者職業能力開発校の修了者における就職率(単位：%) (60%以上/平成18年度)</td> <td style="text-align: center;">57.1</td> <td style="text-align: center;">63.3</td> <td style="text-align: center;">68.7</td> <td style="text-align: center;">68.5</td> <td style="text-align: center;">61.0</td> </tr> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業能力開発局調べ(職業能力開発定例業務統計)。 備考： ・指標は訓練修了3ヶ月後の就職率である。 ・平成18年度の実績については速報値であり、平成19年8月中旬に確定値を把握予定である。</p>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)								H14	H15	H16	H17	H18	1	障害者職業能力開発校の修了者における就職率(単位：%) (60%以上/平成18年度)	57.1	63.3	68.7	68.5
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																								
		H14	H15	H16	H17	H18																		
1	障害者職業能力開発校の修了者における就職率(単位：%) (60%以上/平成18年度)	57.1	63.3	68.7	68.5	61.0																		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																					